

中国税理士協同組合について

中国税理士協同組合に加入するには

中小企業等協同組合法では、組合員は小規模事業者でなければならないと規定されており、これに基づき、本組合の定款において、組合員の加入資格を「本組合の地区内[※]に事業場を有し、税理士業務を行う小規模の事業者(要旨)」と定めています。このため組合員の加入資格を有するのは開業税理士と税理士法人ということになり、社員税理士、所属税理士(直接受任業務を行う所属税理士を除く)としての登録の方は、給与所得者であり事業者に該当しないことから組合に加入することができません。

そこで、社員税理士、所属税理士の皆様にも組合事業を利用、参加いただけるよう、当組合では「賛助会員制度」を設けています。

※本組合の地区…広島県・山口県・岡山県・鳥取県・島根県

加入資格

組合員	中税協地区内に事業場を有する
賛助会員	中税協地区内の税理士法人等に所属する

- 開業税理士
- 税理士法人 (本店もしくは1支店のみ)
- 他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて直接受任業務を行う 所属税理士 (以下、★付で表示)

- 社員税理士
- ★以外の 所属税理士

※上記の方は、中小企業等協同組合法上組合員資格を有しませんので、賛助会員としてのご加入となります。



組合員と賛助会員の違い

項目	組合員	法人組合員	賛助会員
総代になれるか?	○	○	×
理事(役員)になれるか?	○	○(代表者)	△(※)
総代選挙の選挙権(投票権)があるか?	○	○	×
組合の研修会の受講はできるか?	○	○	○
教育情報資料の提供はあるか?	○	○	○
慶弔規定が適用されるか?	○	×	○

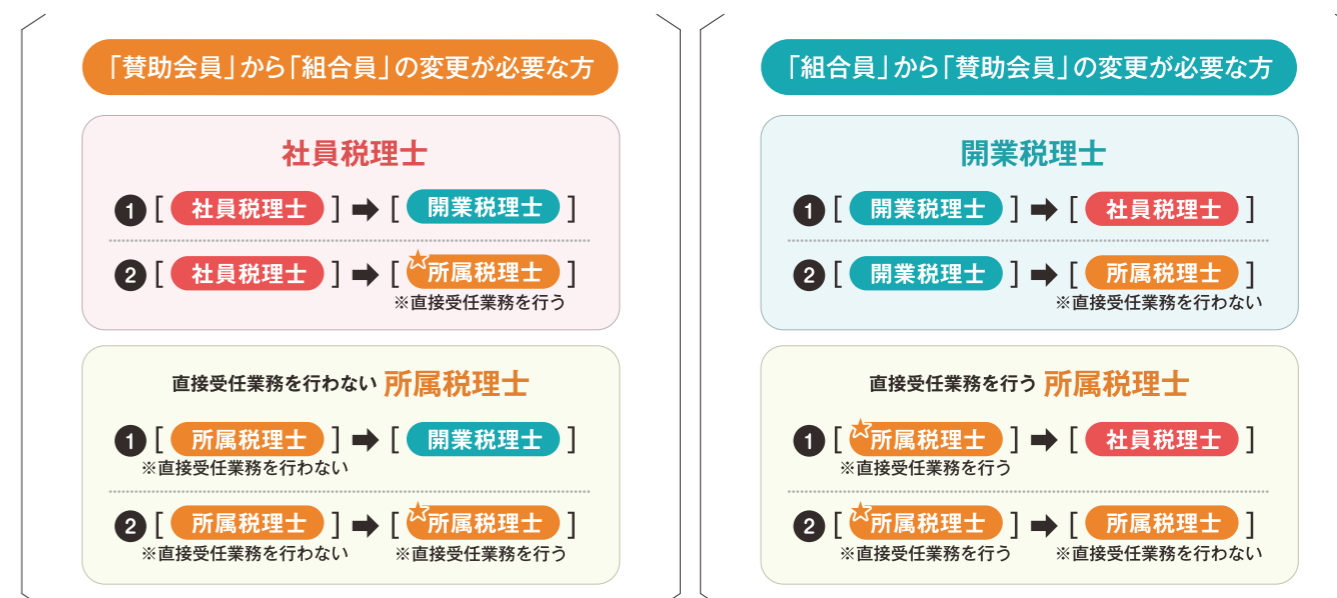
※役員選任規約に員外理事、員外監事の規定を設けています。

加入手続き

加入申込書をご提出のうえ、組合員は出資金として1口5,000円、賛助会員は預り保証金として5,000円をお振り込みいただきます。

加入後の区分の変更

当組合が中国税理士会から税理士区分変更の通知を受理・確認した後、加入区分変更の手続き書類を送付します。



脱退

中税協地区外への転出や廃業等による法定脱退の場合は、中国税理士会から当組合に通知がありますので、特に手続きいただく必要はありません。出資金は総代会承認後に返金、賛助会員の預り保証金は脱退時に返金します。